

(単位：円)

施設	種別	代行施設の利用料金													日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合						入場料その他これに類する料金を徴収する場合							
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日		
ホール	A	12,200 (13,100)	16,300 (17,500)	16,300 (17,500)	24,100 (26,300)	27,300 (29,800)	38,500 (42,100)	18,300 (19,700)	24,500 (26,300)	24,500 (26,300)	36,200 (39,500)	41,000 (44,700)	57,800 (63,200)	左記の2割増しとする。	
	B	11,000 (15,000)	14,600 (20,000)	14,600 (20,000)	21,800 (29,400)	24,700 (33,300)	34,900 (47,000)	16,500 (22,500)	21,900 (30,000)	21,900 (30,000)	32,700 (44,100)	37,100 (50,000)	52,400 (70,500)		
講堂	A	3,400	4,600	4,600	6,500	7,400	10,400	5,100	6,900	6,900	9,800	11,100	15,600		
	B	2,700	3,600	3,600	5,600	6,300	8,900	4,100	5,400	5,400	8,400	9,500	13,400		
	C	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600		
集会室(洋・和室)	A	2,700	3,600	3,600	5,600	6,300	8,900	4,100	5,400	5,400	8,400	9,500	13,400		
	B	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600		
	C	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900		
	D	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600		
	E	700	900	900	1,100	1,200	1,700	1,100	1,400	1,400	1,700	1,800	2,600		
控室	A	2,300	3,100	3,100	4,400	5,000	7,100	3,500	4,700	4,700	6,600	7,500	10,700		
	B	1,900	2,600	2,600	3,700	4,200	5,900	2,900	3,900	3,900	5,600	6,300	8,900		
	C	1,500	2,000	2,000	2,900	3,300	4,600	2,300	3,000	3,000	4,400	5,000	6,900		
	D	1,100	1,400	1,400	2,100	2,300	3,300	1,700	2,100	2,100	3,200	3,500	5,000		
	E	600	800	800	1,200	1,300	1,900	900	1,200	1,200	1,800	2,000	2,900		
スタジオ	A	2,500	3,300	3,300	4,800	5,400	7,600	3,800	5,000	5,000	7,200	8,100	11,400		
	B	1,800	2,400	2,400	3,400	3,800	5,400	2,700	3,600	3,600	5,100	5,700	8,100		
	C	1,100	1,400	1,400	2,100	2,300	3,300	1,700	2,100	2,100	3,200	3,500	5,000		
調理実習室	A	3,300	4,500	4,500	6,300	7,200	10,100	5,000	6,800	6,800	9,500	10,800	15,200		
	B	2,600	3,400	3,400	4,900	5,500	7,800	3,900	5,100	5,100	7,400	8,300	11,700		
アトリエ兼工作室		2,100	2,800	2,800	4,000	4,500	6,400	3,200	4,200	4,200	6,000	6,800	9,600		

備考

- この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「午前午後」とは午前9時30分から午後5時まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。
- ホールに係る利用料金の上限額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 移動式観覧席又は床昇降装置を使用しない場合 この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち上段に記載されている金額
 - 移動式観覧席又は床昇降装置を使用する場合 この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段に記載されている金額

(単位：円)

施設	直営施設の使用料												
	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合						入場料その他これに類する料金を徴収する場合						日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
ホール	11,000	14,600	14,600	21,800	24,700	34,900	16,500	21,900	21,900	32,700	37,100	52,400	左記の2割増しとする。

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「午前午後」とは午前9時30分から午後5時まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。